

熊本市営住宅条例等の一部改正について

熊本市営住宅条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例等の一部を改正する条例

(熊本市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市のホームページ

第 5 条第 5 号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第 6 条第 1 項中「にあつては、第 4 号」を「並びに福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 27 条の特定帰還者及び同法第 39 条の居住制限者にあつては、第 4 号から第 6 号まで」に改め、同項第 4 号中「明らかな者」を「明らか」に改める。

第 7 条第 2 項中「前条第 1 項第 3 号イ」を「前条第 1 項第 3 号エ」に改め、「、なお」を削る。

第 12 条第 1 項中「入居予定者」を「入居決定者」に、「次に掲げる手続」を「市長が定める書類の提出及び第 20 条に規定する敷金の納付」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「入居の手続を前項」を「前項に規定する手続を同項」に、「同項各号に定める」を「当該」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「第 2 項」を「前項」に改め、同項第 3 号中「第 6 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条

第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第15条第4項中「法第16条第4項の国土交通省令」を「省令第9条」に改める。

第16条第3項中「申告」の次に「又は第37条の規定による報告の請求等により把握した入居者の収入」を加える。

第18条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第19条中「の納期限」を「に規定する納期限」に改める。

第22条第1項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」を「次条第4号に掲げるもの」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第23条第4号を次のように改める。

(4) 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

第30条第1項中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第54条第1項中「第15条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第57条第2項中「、「市営住宅管理人」とあるのは「市営改良住宅管理人」と」を削る。

第57条の2第2項中「、「市営住宅管理人」とあるのは「市営単独住宅管理人」と」を削る。

第58条の見出し中「及び市営住宅管理人」を削り、同条第3項から第5項までを削る。

(熊本市特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正)

第2条 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例（平成6年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市のホームページ

第11条第1項中「入居の決定が」を「決定の」に、「次に掲げる手続」を「、市長が定める書類の提出及び第19条に規定する敷金の納付」に改め、同項各号を

削り、同条第2項中「の手續」を「に規定する手續」に改め、「ときは」の次に「、同項の規定にかかわらず」を加え、同条第3項中「第1項第1号に規定する連帯保証人の連署及び同項第2号に規定する敷金の納付」を「第1項に規定する手續」に改め、同条第4項中「入居の決定が」を「決定の」に改める。

第13条第4号中「第11条第4項」を「第11条第6項」に改める。

第21条第1項中「費用」の次に「(次条第4号に掲げるものを除く。)」を加え、同条第2項中「より」を「よって特優賃住宅の」に改め、「ときは」の次に「、前項本文の規定にかかわらず」を加える。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

(熊本市小集落改良住宅条例の一部改正)

第3条 熊本市小集落改良住宅条例(平成22年条例第80号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次に掲げる手續」を「市長が定める書類の提出及び第12条に規定する敷金の納付」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「入居の手續を前項」を「前項に規定する手續を同項」に、「同項各号に定める」を「当該」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第17条第2項中「、「市営住宅管理人」とあるのは「小集落改良住宅管理人」と」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の熊本市営住宅条例第12条の規定、第2条の規定による改正後の熊本市特定優良賃貸住宅管理条例第11条の規定及び第3条の規定による改正後の熊本市小集落改良住宅条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる入居者の決定に係る入居の手續について適用する。
- 3 この条例の施行の日から東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条第1項に規定する認定を受けた復興推進計画に定められた同条第2項

の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間は、第1条の規定による改正後の熊本市営住宅条例第6条第1項の規定中「並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者」とあるのは「、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条第1項第2号の被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者」と読み替えるものとする。

（提出理由）

市営住宅等の入居に係る連帯保証人に関する規定を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。